

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案参照条文

公営住宅法

(昭和二十六年六月四日)  
(法律第九十二号)

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。
- 3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。
- 4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。
- 5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(入居者の募集方法)

第二十二条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

- 2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。

(入居者資格)

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者)(次条第二項において「老人等」という。)にあつては、第二号及び第三号(の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。

二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に依り、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額  
三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(入居者の選考等)

第二十五条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。

2 事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 第十六条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政

令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の政令で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

3 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

4 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

5 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病気にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

8 第十六条第四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。

第三十条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、第二十八条第一項の政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんする等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、公共賃貸住宅(地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。)の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。

## 公営住宅法施行令

(昭和二十六年六月三十日)

(政令第二百四十号)

(用語の定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐火構造の住宅 イ又はロのいずれかに該当する住宅をいう。
  - イ その主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第五号に規定するものをいう。以下この条において同じ。)が耐火構造(同法第一条第七号に規定するものをいう。次号ロにおいて同じ。)であるもの
  - ロ その主要構造部が建築基準法第二条第九号の二イ(2) 該当するもので国土交通大臣の定める基準に該当する耐久性を有するもの
- 二 準耐火構造の住宅 耐火構造の住宅以外の住宅で、イ又はロのいずれかに該当するものをいう。
  - イ 主要構造部を準耐火構造(建築基準法第二条第七号の二に規定するものをいう。以下この号において同じ。)としたもので国土交通大臣の定める基準に該当する耐久性を有するもの
  - ロ イに掲げる住宅以外の住宅で、外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定するものをいう。以下この号において同じ。)でふいたもの又は主要構造部に不燃材料その他の不燃性の建築材料を用いたもの
- 三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第一章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。
  - イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者(以下この号において「控除対象配偶者」という。)(若しくは同項第二十四号に規定する扶養親族(以下この号において「扶養親族」という。))で入居者及び同居者以外のもの一人につき二十八万円
  - ロ 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が同項第三十四号の三に規定する老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円
  - ハ 扶養親族が所得税法第二条第一項第三十四号の二に規定する特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族一人につき二十万円
  - ニ 入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円(その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)
  - ホ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第二十号に規定する老年者がある場合には、その老年者一人につき五十万円(その者の所得金額が五十万円未満である場合には、当該所得金額)
  - ヘ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第二十一号に規定する寡婦又は同項第三十一号の二に規定する寡夫がある場合

には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円(その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額)

(入居者の選考基準)

第七条 法第二十五条第一項の規定による入居者の選考は、条例で定めるところにより、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから行うものとする。

- 一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- 二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- 三 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- 四 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- 五 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- 六 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者

所得税法

(昭和四十年三月三十一日)  
(法律第三十二号)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。
- 四 非永住者 居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて五年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう。
- 五 非居住者 居住者以外の個人をいう。
- 六 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

- 七 外国法人 内国法人以外の法人をいう。
- 八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- 九 公社債 公債及び社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。)をいう。
- 十 預貯金 預金及び貯金(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)をいう。
- 十一 合同運用信託 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第二項(定義)に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託)同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第十二号の二及び第十三号において同じ。)を除く。)をいう。
- 十二 貸付信託 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第一項(定義)に規定する貸付信託をいう。
- 十二の二 投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。
- 十三 証券投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう。
- 十四 オープン型の証券投資信託 証券投資信託のうち、元本の追加信託をすることができるものをいう。
- 十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を含む。第二十四条第二項(配当所得)、第二十五条(配当等の額とみなす金額)、第七十六条第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)、第二百二十四条の三第二項第一号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)及び第二百二十五条第一項第二号(支払調書及び支払通知書)において同じ。)又は出資に対する投資として運用しないものをいう。
- 十五の二 公社債等運用投資信託 証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等(公社債、手形、指名金銭債権(指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。)(その他の政令で定める資産をいう。))に対して運用するものとして政令で定めるものをいう。
- 十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項(定義)に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。))により行われた公社債等運用投資信託をいう。
- 十五の四 特定目的信託 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十三項(定義)に規定する特定目的信託をいう。
- 十六 たな卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く)

- ( )でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。
- 十七 有価証券 証券取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。
- 十八 固定資産 土地(土地の上に存する権利を含む。)、減価償却資産、電話加入権その他の資産(山林を除く。)で政令で定めるものをいう。
- 十九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。
- 二十 繰延資産 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。
- 二十一 各種所得 第二編第二章第二節第一款(所得の種類及び各種所得の金額)に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得をいう。
- 二十二 各種所得の金額 第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、退職所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額をいう。
- 二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいものうち政令で定めるものをいう。
- 二十四 臨時所得 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するものうち政令で定めるものをいう。
- 二十五 純損失の金額 第六十九条第一項(損益通算)に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額をいう。
- 二十六 雑損失の金額 第七十二条第一項(雑損控除)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。
- 二十七 災害 震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。
- 二十八 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。
- 二十九 特別障害者 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。
- 三十 老年者 年齢六十五歳以上の者で、第七十条(純損失の繰越控除)及び第七十一条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条(課税標準)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所得金額」という。)が千万円以下であるものをいう。

三十一 寡婦 次に掲げる者で老年者に該当しないものをいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、合計所得金額が五百万円以下であるもの

三十一の二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下この号において「給与所得等」という。)を有するものうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校の学生、生徒又は児童

ロ 国、地方公共団体又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人、同法第六十四条第四項(私立専修学校及び私立各種学校)の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める法人の設置した学校教育法第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項(各種学校)に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ 職業訓練法人の行う職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項(職業訓練の認定)に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

三十三 控除対象配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第二項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)(のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

三十三の二 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十四 扶養親族 居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)(並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号(都道府県の採るべき措置)の規定により同号に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和二十八年法律第三十三号)第十一条第一項第三号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人)でその居住者と生計を一にするもの(第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第二項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)(のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。



三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の三 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 特別農業所得者 その年において農業所得(米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得をいう。以下この号において同じ。)の金額が総所得金額の十分の七に相当する金額をこえ、かつ、その年九月一日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金額の十分の七をこえる者をいう。

三十六 予定納税額 第四百四条第一項(予定納税額の納付)又は第七百七条第一項(特別農業所得者の予定納税額の納付)(これらの規定を第六十六條(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)(の規定により納付すべき所得税の額をいう。

三十七 確定申告書 第二編第五章第二節第一款及び第二款(確定申告)(第六十六條において準用する場合を含む。)(の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。))をいう。

三十八 期限後申告書 国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告書)に規定する期限後申告書をいう。

三十九 修正申告書 国税通則法第十九条第三項(修正申告書)に規定する修正申告書をいう。

四十 青色申告書 第四百三十三条(青色申告)(第六十六條において準用する場合を含む。)(の規定により青色の申告書によつて提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書をいう。

四十一 確定申告期限 第二百一十条第一項(確定所得申告)(第六十六條において準用する場合を含む。)(の規定による申告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し又は出国をした場合には、第二百五条第一項(年の中途で死亡した場合の確定申告)又は第二百一十七条第一項(年の中途で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を第六十六條において準用する場合を含む。)(の規定による申告書の提出期限をいう。

四十二 出国 居住者については、国税通則法第一百七十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしないで国内に居所を有しないこととなること(国内に居所を有しない非居住者で第六十四條第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなる)とし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、国内において行う第六十一条第二号(人的役務の提供事業に係る対価)に規定する事業を廃止することとする。)(をいう。

四十三 更正 国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

四十四 決定 第十九条(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)の場合を除き、国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

四十五 源泉徴収 第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)の規定により所得税を徴収し及び納付することをいう。

四十六 附帯税 国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税をいう。

四十七 充当 第九十条(年末調整)及び第九十一条(過納額の還付)の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をいう。

四十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金をいう。

(老年者控除)

第八十条 居住者が老年者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から五十万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、老年者控除という。

所得税法等の一部を改正する法律(抄)

(平成十六年三月三十一日)

(法律第十四号)

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条」を「第八十条の二」に改める。

第二条第一項第二十号を削り、同項第三十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同号口中「合計所得金額」を「第七十条(純損失の繰越控除)及び第七十一条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合における第二十一条(課税標準)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所得金額」という。)」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第三十一号の二中「であつて、老年者に該当しないもの」を削り、同号を同項第三十一号とする。

第三十五条第四項中「百四十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円)に満たないときは、百四十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円)」を「七十万円に満たないときは、七十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 五十万円

第三十五条第五項を削る。

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

附 則 (平成一六年三月二日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 平成十七年一月一日

イ 第一条の規定(所得税法の目次の改正規定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一十二条第一項の改正規定、同法第二百一十四条の改正規定、同法第二百一十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二百一十五条第一項の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定

四 略

五 次に掲げる規定 信託業法(平成十六年法律第 号)の施行の日